附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十八年度における交付等）

2　平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合における平成二十七年度における地方交付税の交付については、新法附則第十一条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号ロに規定する平成二十七年度当初通常収支分交付税額を控除した額を普通交付税として交付することができる。

一　新法附則第四条の規定により算定された平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二十七年度震災復興特別交付税額を控除した額

二　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　平成二十七年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ　平成二十七年度当初通常収支分交付税額（平成二十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額からこの法律による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千八百九十八億千八百五万六千円を控除した額及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第一号）附則第二項の規定に基づき平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五号

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「九十六万四千円」を「九十六万五千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分		報酬月額
最高裁判所長官		二、〇一〇、〇〇〇円
最高裁判所判事		一、四六六、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		一、四〇六、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		一、三〇二、〇〇〇円
判事	一号	一、一七五、〇〇〇円
	二号	一、〇三五、〇〇〇円
	三号	九六五、〇〇〇円
	四号	八一八、〇〇〇円
	五号	七〇六、〇〇〇円
	六号	六三四、〇〇〇円
	七号	五七四、〇〇〇円
	八号	五一六、〇〇〇円
判事補	一号	四二〇、三〇〇円
	二号	三八六、六〇〇円
	三号	三六三、七〇〇円
	四号	三四〇、四〇〇円
	五号	三一八、二〇〇円
	六号	三〇二、九〇〇円
	七号	二八五、三〇〇円
	八号	二七四、九〇〇円
	九号	二五二、〇〇〇円
	十号	二四三、一〇〇円
	十一号	二三六、二〇〇円
	十二号	二二九、九〇〇円
一号		八一八、〇〇〇円
二号		七〇六、〇〇〇円
三号		六三四、〇〇〇円